



「開業するときってこれだけの届出が必要なんだ！」

開業に伴う届出には、税務関係（税務署、都道府県税事務所、市町村役場）と社会・労働保険関係（年金事務所、公共職業安定所、労働基準監督署）があります。主な届出を個人事業と法人事業の区分でまとめました。

個人事業

（令和4年1月1日現在）

届出先	主な届出書類	提出期限等（期限が土日祝日の場合は翌営業日）
所轄 税務署	①個人事業の開廃業等届出書	開業の日から1か月以内
	②所得税の青色申告の承認申請書（青色申告希望時） ③青色事業専従者給与に関する届出書 （専従者給与が発生する場合のみ）	開業の日から2か月以内 （開業の日が1月1日から1月15日の場合は3月15日まで）
	④給与支払事務所等の開設届出書（従業員雇用時）	給与支払事務所等を設けた日から1か月以内
	⑤源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書 （希望する場合のみ）	随時（適用を受けようとする月の前月末日まで）
	⑥所得税の棚卸資産の評価方法の届出書 （棚卸資産を有する場合のみ）	最初の確定申告の提出期限まで （届出がない場合は最終仕入原価法になる）
	⑦所得税の減価償却資産償却方法の届出書 （減価償却資産を有する場合のみ）	最初の確定申告の提出期限まで （届出がない場合は各減価償却資産の種類等に応じた法定償却方法による）
所轄都道府 県税事務所	開業（廃業）報告書（個人事業開始等申告書）	開業後速やかに
所轄 市町村役場	開業等届出書：不要な市町村が多い	開業後速やかに（名古屋市では不要）
所轄年金 事務所	健康保険法、厚生年金保険法上の届出 ①健康保険、厚生年金新規適用届 ②新規適用事業所現況届 ③健康保険、厚生年金被保険者資格取得届 ④被扶養者（異動）届兼国民年金第3号被保険者 関係届	※従業員が5人以上になると左の届出が必要。 ただし、第一次産業やサービス業の一部は、 人数に関係なく任意加入。 5人以上になった日（強制適用時）から5日以内 ※強制適用になった場合でも個人事業主は、国民健康 保険、国民年金の適用のまま。届出先は、管轄の市 町村役場。
所轄 公共職業 安定所	雇用保険法上の届出 ①雇用保険適用事業所設置届 ②雇用保険被保険者資格取得届 （建設業などの場合は手続きが異なるため要確認）	※従業員を1人でも雇用する場合は左の届出が必要。 ただし、原則、第一次産業で5人未満であれば任意加入。 ①は雇用開始の日の翌日から10日以内 ②は雇用開始の月の翌月10日まで
所轄 労働基準 監督署	◇労働基準法上の届出 ①適用事業報告（従業員を1人でも雇用の場合） ②36協定（従業員に残業させる場合）	①は届出の事由が発生したときから遅滞なく ②は有効期限開始までに
	◇労災保険法上の届出（従業員を1人でも雇用の 場合） ①保険関係成立届 ②労働保険概算保険料申告書	①は雇用開始の日の翌日から10日以内 （農林水産業・建設業等は別途条件あり） ②は雇用開始の日から50日以内（申告納付）

法人事業

(令和4年1月1日現在)

届出先	主な届出書類	提出期限等（期限が土日祝日の場合は翌営業日）
所轄 税務署	①法人設立届出書	設立の日から2か月以内 (定款等の写しや登記事項証明書等の添付が必要)
	②青色申告の承認申請書（青色申告希望時）	設立3か月を経過した日と最初の事業年度終了日のうち、いずれか早い日の前日
	③給与支払事務所等の開設届出書	給与支払事務所等を設けた日から1か月以内
	④源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	随時（適用を受けようとする月の前月末日まで）
	⑤棚卸資産の評価方法の届出書	最初の確定申告の提出期限まで (届出がない場合は最終仕入原価法になる)
	⑥減価償却資産償却方法の届出書	最初の確定申告の提出期限まで (届出がない場合は各減価償却資産の種類等に応じた法定償却方法による)
所轄都道府県税事務所	法人設立報告書（事業開始等申告書）	各都道府県で定める日 (愛知県では設立から2月以内)
所轄市町村役場	事業開始等の届出書（法人等の設立申告書）	各市町村役場で定める日 (名古屋市では設立から30日以内)
所轄年金事務所	健康保険法、厚生年金保険法上の届出 ①健康保険、厚生年金新規適用届 ②新規適用事業所現況届 ③健康保険、厚生年金被保険者資格取得届 ④被扶養者（異動）届兼国民年金第3号被保険者関係届	※法人の場合は強制適用のため、左の届出は必須。 法人設置の日から5日以内
所轄公共職業安定所	雇用保険法上の届出 ①雇用保険適用事業所設置届 ②雇用保険被保険者資格取得届 (建設業などの場合は手続きが異なるため要確認)	※従業員を1人でも雇用する場合は左の届出が必要。 ①は雇用開始の日の翌日から10日以内 ②は雇用開始の月の翌月10日まで
所轄労働基準監督署	◇労働基準法上の届出 ①適用事業報告（従業員を1人でも雇用の場合） ②36協定（従業員に残業させる場合） ③就業規則届（常時雇用する従業員が10人以上の場合）	①、③は届出の事由が発生したときから遅滞なく ②は有効期限開始までに
	◇労災保険法上の届出（従業員を1人でも雇用の場合） ①保険関係成立届 ②労働保険概算保険料申告書	①は雇用開始の日の翌日から10日以内 (農林水産業・建設業等は別途条件あり) ②は雇用開始の日から50日以内（申告納付）

「ちょっと待った！許認可が必要って、知ってる？」

個人事業、法人事業を問わず、新しく事業を始めようとする場合、業種によっては行政官庁等の許可・認可、免許、届出、登録が必要となるものがあります。これは、行政官庁等が定める一定条件を満たした場合にのみ営業を認めるもので、マーケットや環境に与える影響を考慮して設けられている制度です。

開業準備を始めてから許認可等が必要なことに気づいて計画がストップしてしまうことは意外に多いようです。許認可制度を無視して営業すると法律によっては処罰されることもあるので、やりたい事業が決まったら、まずは許認可が必要な事業化を行政官庁や行政書士等の専門家に相談してみましょう。

許認可等が必要な業種として以下に主なものを掲げましたが、地域によっては、申請方法や許認可がおきるまでの期間が異なりますので注意が必要です。

許認可等が必要な主な業種一覧表

番号	業種	種類	有効期限	許認可権者	根拠法
1	食料品製造業	許可	5 年を下らない 期間	市長	食品衛生法
2	食料品販売業				
3	飲食店				
4	建設業（※1）	許可	5 年	国土交通大臣 または県知事	建設業法
5	特定旅客自動車運送事業	許可	-----	国土交通大臣	道路運送業
6	一般旅客自動車運送事業 （7を除く）		5年		
7	一般貸切旅客自動車運送事業				
8	自家用有償旅客運送事業 （※2）	登録	2年 更新時2年 または3年		
9	一般貨物自動車運送事業	許可	-----		
10	特定貨物自動車運送事業				
11	旅館業	許可	-----	市長	旅館業法
12	古物営業	許可	-----	公安委員会	古物営業法
13	薬局	許可	6 年	県知事 または市長	
14	医薬品（体外診断用医薬品を除く）・医薬部外品・化粧品販売業	許可	5 年または 6 年	厚生労働大臣 または県知事	医薬品医療機器等法
15	医薬品（体外診断用医薬品を除く）・医薬部外品・化粧品製造業				
16	医薬品（体外診断用医薬品を除く）・医薬部外品・化粧品製造業 （製造工程のうち保管のみを行う場合に限る）	登録	5 年		
17	医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	許可	5 年		
18	医療機器・体外診断用医薬品製造業	登録	5 年	厚生労働大臣	
19	再生医療等製品製造販売業	許可	5 年	厚生労働大臣 または県知事	
20	再生医療等製品製造業		5 年	厚生労働大臣	
21	医薬品販売業	許可	6 年	県知事 または市長	
22	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	許可	6 年	県知事	
23	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業				

番号	業種	種類	有効期限	許認可権者	根拠法
24	医療機器修理業	許可	5 年	厚生労働大臣 または県知事	医薬品医療機器等法
25	再生医療等製品販売業	許可	6 年	県知事	
26	一般廃棄物処理業	許可	2年	市長	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律
27	産業廃棄物処理業		5年 更新時 5 年 または 7 年	県知事 または市長	
28	特別管理産業廃棄物処理業				
29	有料職業紹介事業	許可	3 年(更新時 5 年)	厚生労働大臣	職業安定法
30	病院	許可	-----	県知事	医療法
31	診療所・除算所（※3）	許可		市長	
32	宅地建物取引業	免許	5 年	国土交通大臣 または県知事	宅地建物取引業法
33	酒類製造業	免許	-----	税務署長	酒税法
34	酒母・もろみ製造業				
35	酒類販売業				
36	第 1 種高圧ガス製造業	許可	-----	県知事 または市長	高圧ガス保安法
37	液化石油ガス販売業	登録	-----	経済産業局長 または県知事	液化石油ガスの保安の確 保及び取引の適正に関す る法律
38	労働者派遣事業	許可	3 年(更新時 5 年)	厚生労働大臣	労働者派遣事業の適正な 運営の確保及び派遣労働 者の保護等に関する法律
39	家畜業	免許	-----	県知事	家畜商法
40	浄化槽製造業	許可	期限を付すこと ができる	市長	浄化槽法
41	興行場	許可	-----	市長	興行場法
42	浴場業	許可	-----	市長	公衆浴場業
43	測量業	登録	5 年	国土交通大臣	測量業
44	砂利採取業	登録	-----	県知事	砂利採取法
45	採石業				採石法
46	建築士事務所	登録	5 年	県知事	建築士法
47	電気工事業	登録	5 年	経済産業局長 または県知事	電気工事業の業務の適正 化に関する法律
48	自動車特定整備事業	認証		地方運輸局長	道路運送車両法
49	揮発油販売業	登録	-----	経済産業局長	揮発油等の品質の確保等 に関する法律
50	揮発油特定加工業				
51	軽油特定加工業				
52	住宅宿泊事業	届出	-----	県知事 または市長	住宅宿泊事業法

- ※1 建設業で下記①～③のいずれかに該当する場合は、許可は不要です。
 ①建築一式工事で、工事 1 件の請負代金が 1,500 万円未満の工事を行う場合
 ②建築一式工事で、延べ面積が 150 m²未満の木造住宅工事を行う場合
 ③建築一式工事以外の工事で、工事 1 件の請負代金が 500 万円未満の工事を行う場合
- ※2 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合の有効期限は 5 年です。
- ※3 診療所・除算所の許可は、意思・助産師でない者が開設する場合に必要です。